



## 漁獲証明書の書式 - データ要素と電子報告の様式とその理由

データ要素	目的	必須・任意	自動貿易流通システム (ACE) における国家海洋漁業局 (NMFS) のメッセージセットとして提案された形式・コード
<b>セクション 1 - 天然漁獲と養殖の両方に適用</b>			
漁獲証明識別番号	<p>天然漁獲または養殖を認可する所轄当局によって付与される漁獲または陸揚げ、漁獲証明書の個別番号です。</p> <p>この記録識別番号によって個別の漁獲にさかのぼることができ、また所管当局による特定の許認可やその他の記録 [VMS (訳注: 船舶管理システム) 報告書、航海日誌、監視者の報告、加工業者の領収書など] によってわかる漁獲に関する詳細と、漁獲を関連づけることが可能となります。漁獲許可の証明と漁獲証明書を裏付ける記録により、合法的な取得であることが判断できます。</p>	任意	<p>各管轄区域の全ての所管当局が使用する識別番号の様式はわからない可能性があるため、自由な書式が必要となります。</p> <p>所管当局が個別の識別番号を漁獲ごとに出さない、あるいは個別の番号を記した証明書で漁獲を記録していない、といったケースもあるかもしれません。こうした例は天然漁業より養殖の配送品にみられるかもしれませんが、伝統・小規模漁業でもよくあるでしょう。</p> <p>共有の集荷所でいくつかの小規模船舶が水揚げした漁獲を取りまとめて一つの簡素化した漁獲証明にしても構いません。</p>
天然漁獲または養殖	この情報により、漁獲が行われた規制状況を米国が評価できます。情報源にもとづき、合法的な取得であるかを判断するうえで様々な要因を検討します。養殖品については漁具のデータは収集しません。	必須	様式のチェック欄は ACE のコードに変換されます。「WC」 (wild capture: 天然漁獲) または「AQ」 (aquaculture: 養殖) というコードが、水産物の出所を特定するために使われます。
<b>セクション 2 - 天然漁獲に適用</b>			
船舶の旗国	天然漁獲にのみ適用。船舶の許認可を確認し、記録された漁業の船舶に関係する (国や地方の) 規制を特定するうえで必要となります。	必須	アルファベット 2 文字の ISO 国コードにもとづき、データ形式を統一してください。
漁船の名称	この情報は当該船舶や施設が関係当局に認可されたかを判断するために必要です。	必須	可能性のある名前をすべて事前に判断することはできないため、自由形式の記述が必要となります。

個別船舶識別番号（登録、文書、または免許番号）	船舶を確実に識別し、所轄当局の発行した漁獲許可と船舶を結びつけるために必要となります。	任意	この情報は漁業区域を所管する当局下での合法的な漁獲を識別するために使われるため、船舶登録を行う当局の慣習に合ったものであるべきです。現地当局が登録を義務づけていない場合、その地域で意味のある記述もしくは免責事項（「識別番号は適応せず」）が必要となります。可能性がある形式を事前に全て把握することはできないため、自由形式の文面が必要となります。IMO 番号のある船舶であれば、これを識別番号として使うべきです。「IMO」や「OTH」といった接頭コードが識別番号の前に来ることもあるでしょう。
漁獲の許認可	所轄当局が船舶に漁獲許認可を発行、または養殖施設に免許を発行したことを確認するために必要となります。	任意	所轄当局が各船舶や施設の許可を義務づけていない場合もあるかもしれません。漁船よりも養殖施設によく見られるケースかもしれませんし、伝統・小規模漁業でもよくあるでしょう。可能性がある形式を事前に全て把握することはできないため、自由形式の文面が必要となります。現地当局が登録を義務づけていない場合、その地域で意味のある記述もしくは免責事項（「識別番号は適応せず」）が必要となります。
漁獲水域	管轄内の活動・操業に関する外国法や規制の範囲を決定するために、漁獲が行われた区域を特定する必要があります。報告された魚種の区域である旨を明記された区域を管轄する地域漁業管理機関 (RFMO) があれば、当該 RFMO の施策が契約者や協力者の登録船舶に適用されます。	必須	この情報は漁業や養殖の区域を所管する当局下での合法的な漁獲を識別するために使われるため、管轄地域や当該の地域管理組織の報告される区域に該当したものであるべきです。現地当局が漁獲報告を義務づけていない、あるいは漁獲区域を特定する義務がない場合、当該地域で意味のある記述が必要となります。あるいは FAO の漁獲区域コードに沿岸国（アルファベット 2 文字の ISO 国コード）の EEZ 内か否かに関する記述を添付したものを使う旨を、米国が指定する可能性があります。可能性がある形式を事前に全て把握することはできないため、自由形式の文面が必要となります。RFMO の漁獲区域のリスト使用が適当な場合もあるでしょう。「FAO」または「OTH」といった接頭コードが区域記載の前に来て、「HS」または「EZ」および説明文が後に続いても結構です。

漁具	天然漁獲にのみ適用。特定の漁具の種類が禁止、あるいは特定の期間・漁業区域に制限されている漁業において、合法的な漁獲を識別するために必要となります。漁業によっては、特定の漁具使用に限って船舶に漁業認可が出ているかもしれません。	必須	この情報は漁業や養殖の区域を所管する当局下での合法的な漁獲を識別するために使われるため、コードや形式は管轄地域や当該の地域管理組織の漁具の種類報告慣例に合ったものであるべきです。当該地域では漁獲報告の義務がない、もしくは漁具を特定する義務がない場合には、現地での意味のある記述が必要となります。もしくは米国がFAOの漁具コード使用を指示する可能性もあります。事前に可能性のある漁具全てを特定できないため、自由形式の記述が必要となります。RFMOの漁具リスト使用が適当な場合もあるでしょう。「FAO」や「OTH」といった接頭コードが漁具の記述の前に来る可能性もあります。
<b>セクション3-養殖のみに適用</b>			
養殖施設を管轄する国	当該地域での活動・操業に関係する外国法・規制の範囲を特定するために、養殖の場所を特定する必要があります。	必須	この情報は養殖の区域を所管する当局下での合法的な収穫を識別するために使われるため、管轄地域で報告される区域に該当したものであるべきです。事前に可能性がある全てに許認可内容を把握できないため、自由形式の記述が必要となります。もしくはアルファベット2文字のISO国コードを使用しても構いません。
施設の許認可	所管当局が養殖施設を認可したことを確認するために必要となります。	任意	所管当局が各施設への許可を義務づけていない場合もあるかもしれません。小規模な養殖施設により当てはまる可能性もあります。事前に可能性のある養殖許可の形式を全て把握できないため、自由形式の記述が必要となります。管轄地域で許認可が義務となっていない場合、現地で意味のある何らかの記述、あるいは「認可は該当せず」とする免責事項が必要となります。
養殖施設の名称及び所在地	この情報は当該当局が許可した施設かどうかを判断するために必要となります。	必須	事前に可能性のある名称を全て把握できないため、自由形式の記述が必要となります。
<b>セクション4-天然漁獲と養殖の両方に適用</b>			

陸揚げ受領人、加工業者、または購買者の会社名と連絡先	この情報は最初の取引における魚の譲渡を記録するために必要となり、またサプライチェーンを監視する方法「雁行陣形」（訳注：テニスのダブルスで一人が前、もう一人が斜め後ろで対戦するポジション）を支えるため必要となります。多くの場合、陸揚げの荷札または検量伝票が最初の受取人から発行され、販売業者の報告により所管の管理当局に提出されます。購買者や加工業者が許認可を受けている可能性もあり、当局の記録した購買者の確認情報を取引証明に使えます。	必須	会社名や住所の多様な形式に対応するため、自由形式の文面が必要となります。電話番号と電子メールアドレスは所定の形式のみの可能性もあります。  遠隔の沿岸地の小規模購買者は正式または標準的な連絡先情報はない可能性があることに注意してください。
陸揚げ先・配達先の施設や船舶	この情報は最初の取引における魚の譲渡を記録するために必要となり、またサプライチェーンを監視する方法「雁行陣形」（訳注：テニスのダブルスで一人が前、もう一人が斜め後ろで対戦するポジション）を支えるために必要となります。天然漁獲の場合、漁獲物は海上や港で積み替える（漁船から輸送船に直接水揚げする）、もしくは販売業者（保冷库）や加工業者に配送されるかもしれません。養殖の場合、収穫した水産物は販売業者（保冷库）や加工業者に配送されるかもしれません。	必須	会社名や住所の多様な形式に対応するため、自由形式の文面が必要となります。電話番号と電子メールアドレスは所定の形式のみの可能性もあります。  積み替え船の場合、船舶名と識別番号 (IMO 番号、旗国登録番号) を提出する必要があります。可能性がある船舶番号形式を全て事前に決定できないので、自由形式の文面が必要となります。
収穫日	この情報は収穫を正確に特定し、所轄当局の発行した免許があれば、それと関連づけるために必要となります。漁獲・収穫証明を義務づけていない地域では、収穫日と船舶・施設の名称とその所在地によって、収穫ごとに個別の識別番号を作ります。これは通常、漁船から水揚げした日、または養殖施設から取り出した日となります。	必須	このデータ要素は、日付の形式に従うこととなります。天然漁業として報告する日付は、漁業の航海終了時点での水揚げ・荷下しの日付です。
水揚げ港または配送地	この情報は収穫を正確に特定し、所轄当局の発行した免許がある場合にはそれと関連づけるために必要となります。番号をつけた漁獲・収穫証明を義務づけていない地域では、収穫日と船舶・施設の名称とその所在地によって、収穫ごとに個別の識別番号を作ります。	必須	可能性がある陸揚げ港や配送地を全て事前に特定できないため、自由形式の文面が必要となります。

<p>魚種名と ASFIS (訳注：水圏科学及び漁業に関する情報システム) コード</p>	<p>到着した積荷が市場に入る際に、追加データ収集が求められる魚種を含んでいるかを判断するうえで必要となります。入国の際に使われる HTUSU (訳注：米国関税率表) のコードは、魚種を確認するには十分に明確ではない可能性があります。</p>	<p>必須</p>	<p>地域の一般的な名称またはラテン語の学名 (属名と種名) に対応するため自由形式になります。報告された学名や地域の一般名称との関連にもとづき、アルファベット2文字の ASFIS コードを追加します。アルファベット2文字の ASFIS コード化システムは地方の漁師や養殖業者には知られていないかもしれないので、港の検査員や加工工場の従業員が追加する形でも構いません。</p>
<p>陸揚げ・収穫時の水産物の総重量</p>	<p>最初に荷上げ、配送されて所轄当局に報告された漁獲量を明確にするために、重量が必要となります。この基本情報がなければ IUU 水産物を市場から排除することは不可能です。漁獲の上限がなくなり、無許可の水産物がサプライチェーンに入った際に認可された漁獲と関連づけられてしまう恐れがあるからです。</p>	<p>必須</p>	<p>数値と単位の両方を報告する義務があります。コードは「LB」か「KG」です。</p>
<p>陸揚げ時の水産物の形態</p>	<p>荷下しの前に漁獲した魚の一部または全部を漁船の航海中に加工した場合、あるいは配送する前に養殖施設で収穫物の一部または全部を加工した場合、その魚の原魚換算重量を正確に見積もるために水産物の形態が必要となります。</p> <p>水産物の全部または一部を海上または養殖施設で加工した場合、最終製品の重量が必要となります。サプライチェーンの過程で報告された量を評価するうえで必要となる元の漁獲量を算出するためです。</p> <p>この2つのデータは、最初の陸揚げ後に IUU 水産物の侵入を阻止する目的を達成するために必要となります。加工品・未加工品とも、荷上げた総重量によって元の漁獲量を算出します。加工処理によって重量は減るため、報告のあった荷上げ時の総重量が未加工の水産物を指しているが原魚換算重量の記録がない場合、加工品がサプライチェーンを流通するうちに、漁獲証明で報告された認可漁業に IUU 由来の水産物が位置づけられてしまう恐れがあります。</p>	<p>必須</p>	<p>船上や養殖施設で行った加工の種類 (例えば、頭を切り落とす、内臓を取る) もしくは加工品の形態を知る必要があります。収穫時での原魚換算重量と配送された加工品の重量 (回収率) との関係进行评估するためです。標準となるコード一覧は今後作成します (例えば、原魚 round = RND、頭・内臓抜き headed and gutted = H&amp;G、内臓抜き gilled and gutted = G&amp;G、その他 other forms = OTH)。</p>



**トレーサビリティのための漁獲証明書—収穫と陸揚げ・受領**

(1) 個別の漁獲または生産の文書識別番号*			( ) 天然漁業 [(2) を全て記入] ( ) 養殖 [(3) を全て記入]
(2) 天然漁獲の水産物に関しては、この欄を全て記入してください。			
船舶の旗国	漁船の名称**	船舶登録または文書番号**	
漁獲許可番号**	漁獲水域	漁具	
(3) 養殖の水産品に関しては、この欄を全て記入してください。			
所管する国	施設の許認可**	養殖施設の名称・所在地**	
(4) 水産品の受領に関しては、この欄を全て記入してください。			
受取人、加工業者、購買者の氏名	電話： Eメール：	会社の所在地	
受領した施設または船舶	陸揚げ・積み替え日	水揚げ港または配送地	
魚種（アルファベット 3 文字の ASFIS コード）	陸揚げまたは配送された重量	製品形態	
1. _____	1. _____ ( ) lb または ( ) kg	1. _____	
2. _____	2. _____ ( ) lb または ( ) kg	2. _____	
3. _____	3. _____ ( ) lb または ( ) kg	3. _____	
4. _____	4. _____ ( ) lb または ( ) kg	4. _____	
5. _____	5. _____ ( ) lb または ( ) kg	5. _____	

\*注：個別識別番号は、収穫者、陸揚げ受領者または所轄当局が付与します。

\*\* 小規模船舶または養殖施設向けの漁獲一括証明書を全て記入すれば必要ありません。

## 漁獲証明書の様式における漁獲・収穫の記録方法

**セクション 1.** 該当する場合、所轄当局が発行した漁獲または収穫の文書番号を記録します。所轄当局が漁獲・収穫ごとに個別識別番号を発行していない、もしくは個別番号のついた証明書に漁獲・収穫を記録していないかもしれません。そうした場合には、購入者か受領者が漁獲・収穫を特定する文書番号を発行してもかまいません。数隻の小規模船が共通の収集地点に水揚げした漁獲物、もしくは複数の養殖施設から集めた小さい配送物をまとめて、一つの簡素化した漁獲証明記録を作っても結構です。当該の魚を天然漁獲または養殖施設で得たかを述べ、(2)か(3)の欄を記入してください。

**セクション 2.** 天然漁業に関しては、管轄内の船舶に国旗を掲げる、もしくは水域で漁業を行うことを認可した国を記録します。船舶の名称、所管当局が船舶が発行した登録または文書番号、該当する場合には船舶の漁業許可番号を記入してください。受領者か加工業者が一括した漁獲文書を記入する場合には、船舶の名称と登録・認可番号は必要ありませんが、旗国は示さなければなりません。漁業区域と漁具の種類は、個別の漁獲証明書もしくは一括した漁獲証明書で記述しなければなりません。現地の報告義務に沿った形で漁業区域と漁具を記録し、それが該当しなければ、FAOの漁業区域と漁具コードを使用します。

**セクション 3.** 養殖施設または養殖場に関しては、管轄内での操業を認可した国を記録します。該当する場合には施設名、所管当局が操業を許可した登録もしくは免許番号を記述します。受領者か加工業者が一括した漁獲文書を記入する場合には、施設名と免許番号は必要ありませんが、当該施設を所管する国名は示す義務があります。

**セクション 4.** この欄は、天然漁獲や養殖の水揚げや配送に関して、個別報告・一括方式を問わず、記入しなければなりません。受領者、購買者または加工業者は企業情報、受領した施設の場所、陸揚げまたは積み替え日(船舶)、配送日(養殖)、港または配送場所(陸揚げ)、経度および緯度(海上での荷下ろしの場合)を記録しなければなりません。受領した魚種の全てに関して、一般的な名称、アルファベット3文字のASFISコード、受領した全ての魚種の重量を記録します。重量単位と配送時の製品形態(例えば、原魚重量、頭・内臓を取った状態)を示します。



トレーサビリティのための再加工証明書の様式 - 一次加工または二次加工			
( )天然漁獲 または ( )養殖			
参照した個別漁獲文書識別番号*	会社が製品を受け取った元 :		
加工業者の名称	加工業者の所在地	加工業者の承認または登録番号	電話 : Eメール :
商品の学名	商品の市場における名称		商品の ASFIS 番号
受取重量 [( )lbs または ( ) kg]	受領ロット識別番号 <sup>a</sup>	受領した水産物の形態	
加工重量 [( )lbs または ( ) kg]	最終製品のロット識別番号 <sup>a</sup>	最終製品の形態	
完成品 [( )lbs または ( ) kg]			
生産日	パッケージ番号		パッケージの種類

\*注 : 個別文書識別番号は、収獲者または荷上げの受領人が提供し、漁獲または陸揚げ証明書の個別識別番号を反映したものであるべきです。

<sup>a</sup>注 : ロット識別番号は、製品の追跡および記録管理の手順にもとづき加工業者が作成します。

トレーサビリティのための積み替え証明書の様式		
( )天然漁獲 または ( )養殖		
参照した個別漁獲文書識別番号*		
積み込み／荷下ろしの港または倉庫の場所		
荷上げ元の船舶・保冷库	個別荷上げ船舶識別番号（登録、文書、または免許の番号）	荷上げ／積載日
積載した先の船舶・保冷库の名称	個別受領船舶識別番号（登録、文書、または免許の番号）	
商品の学名	商品の市場における名称	商品の ASFIS 番号
積み替えた重量 [( )lbs ( ) kg]	積み替えたロットの識別番号 <sup>b</sup>	積み替えた水産物の形態
生産日	パッケージの数	パッケージの種類

\*注：個別文書識別番号は、収穫者または荷上げの受領人が付与し、漁獲または陸揚げ証明書の個別識別番号を反映したものであるべきです。

<sup>b</sup>注：ロット識別番号は、貨物追跡および記録管理の手順にもとづき荷送人が作成します。

\*上記の日本語文書は参考のための仮翻訳で、正文は英文です。